

全従業員に昇給を。 減額撤回に 立ち上がろう

かいな

全日本金属情報機器
労働組合(JMIU)
日本アイビーエム支部
東京都港区赤坂2丁目20の6
川瀬ビル5F 〒107-0052
TEL: 03-3583-9037
FAX: 03-5562-0853

定価 月 500円

40代社員で初任給下回る 4/1付給与調整で

団交報告

PBC1や
20代の従業
員でも昇給
する人とし
ない人がい

対応に疑問を呈しました。
視覚障害でも定時
出社求める異常

ました。組合は、会社が
適切な措置をとらずBさ
んが通勤災害にあった場
合は、その全責任が会社
にあることを忠告すると
共に、Bさんに対してフ
レックス勤務を認めるよ
う要求しました。

4月4日に4月1日付
給与調整を中心に団体交
渉を行い、会社の不誠実
な対応に抗議しました。

賃金交渉の前提となる
日本IBMの貸借対照表
や損益計算書を会社が団
交当日に提出したことに
抗議しました。会社は財
務部門がウェブに公開し
た後に速やかに提出した
と弁明しましたが、組合
はウェブ公開後では無意
味であると反論しました。

一時金についても、社
長が年年初に増収で「Ja
pan、良く頑張った」
と賞賛したのだから、報
酬で報いるよう要求しま
した。

退職強要について、名
古屋勤務の組合員Aさん
に対して、本社勤務の所
属長と上長が用件を明ら
かにせず本社出張を求め
たことに抗議しました。

組合は「出張の用件を告
げないのは不適切である」
と認めました。さらに上
長にたいして「(用件は)
RAプログラムですか？」
とストレートに質問した
ところ「そうです」と回
答したことを伝えると、
会社は「素直に加算金の
ことですよ伝えれば良い
のに」と、他人事のよう
に話して所属長・上長の

組合はこの従業員が20
歳台ではないことを指摘
し、給与にもセーフティ
ネットが必要であること
を訴えましたが、会社は
過去にあった年齢別保証
給を復活させる予定はな
いとした。

組合は「素直に加算金の
ことですよ伝えれば良い
のに」と、他人事のよう
に話して所属長・上長の

組合は「素直に加算金の
ことですよ伝えれば良い
のに」と、他人事のよう
に話して所属長・上長の

組合は「素直に加算金の
ことですよ伝えれば良い
のに」と、他人事のよう
に話して所属長・上長の

組合は「素直に加算金の
ことですよ伝えれば良い
のに」と、他人事のよう
に話して所属長・上長の

組合は「素直に加算金の
ことですよ伝えれば良い
のに」と、他人事のよう
に話して所属長・上長の

組合は「素直に加算金の
ことですよ伝えれば良い
のに」と、他人事のよう
に話して所属長・上長の

組合は「素直に加算金の
ことですよ伝えれば良い
のに」と、他人事のよう
に話して所属長・上長の

組合は「素直に加算金の
ことですよ伝えれば良い
のに」と、他人事のよう
に話して所属長・上長の

組合は「素直に加算金の
ことですよ伝えれば良い
のに」と、他人事のよう
に話して所属長・上長の

組合は「素直に加算金の
ことですよ伝えれば良い
のに」と、他人事のよう
に話して所属長・上長の

組合は「素直に加算金の
ことですよ伝えれば良い
のに」と、他人事のよう
に話して所属長・上長の

組合は「素直に加算金の
ことですよ伝えれば良い
のに」と、他人事のよう
に話して所属長・上長の

組合は「素直に加算金の
ことですよ伝えれば良い
のに」と、他人事のよう
に話して所属長・上長の

組合は「素直に加算金の
ことですよ伝えれば良い
のに」と、他人事のよう
に話して所属長・上長の

組合は「素直に加算金の
ことですよ伝えれば良い
のに」と、他人事のよう
に話して所属長・上長の

組合は「素直に加算金の
ことですよ伝えれば良い
のに」と、他人事のよう
に話して所属長・上長の

組合は「素直に加算金の
ことですよ伝えれば良い
のに」と、他人事のよう
に話して所属長・上長の

組合は「素直に加算金の
ことですよ伝えれば良い
のに」と、他人事のよう
に話して所属長・上長の

組合は「素直に加算金の
ことですよ伝えれば良い
のに」と、他人事のよう
に話して所属長・上長の

組合は「素直に加算金の
ことですよ伝えれば良い
のに」と、他人事のよう
に話して所属長・上長の

組合は「素直に加算金の
ことですよ伝えれば良い
のに」と、他人事のよう
に話して所属長・上長の

組合は「素直に加算金の
ことですよ伝えれば良い
のに」と、他人事のよう
に話して所属長・上長の

組合は「素直に加算金の
ことですよ伝えれば良い
のに」と、他人事のよう
に話して所属長・上長の

組合は「素直に加算金の
ことですよ伝えれば良い
のに」と、他人事のよう
に話して所属長・上長の

組合は「素直に加算金の
ことですよ伝えれば良い
のに」と、他人事のよう
に話して所属長・上長の

組合は「素直に加算金の
ことですよ伝えれば良い
のに」と、他人事のよう
に話して所属長・上長の

組合は「素直に加算金の
ことですよ伝えれば良い
のに」と、他人事のよう
に話して所属長・上長の

組合は「素直に加算金の
ことですよ伝えれば良い
のに」と、他人事のよう
に話して所属長・上長の

組合は「素直に加算金の
ことですよ伝えれば良い
のに」と、他人事のよう
に話して所属長・上長の

組合は「素直に加算金の
ことですよ伝えれば良い
のに」と、他人事のよう
に話して所属長・上長の

組合は「素直に加算金の
ことですよ伝えれば良い
のに」と、他人事のよう
に話して所属長・上長の

組合は「素直に加算金の
ことですよ伝えれば良い
のに」と、他人事のよう
に話して所属長・上長の

組合は「素直に加算金の
ことですよ伝えれば良い
のに」と、他人事のよう
に話して所属長・上長の

組合は「素直に加算金の
ことですよ伝えれば良い
のに」と、他人事のよう
に話して所属長・上長の

組合は「素直に加算金の
ことですよ伝えれば良い
のに」と、他人事のよう
に話して所属長・上長の

組合は「素直に加算金の
ことですよ伝えれば良い
のに」と、他人事のよう
に話して所属長・上長の

組合は「素直に加算金の
ことですよ伝えれば良い
のに」と、他人事のよう
に話して所属長・上長の

組合は「素直に加算金の
ことですよ伝えれば良い
のに」と、他人事のよう
に話して所属長・上長の

組合は「素直に加算金の
ことですよ伝えれば良い
のに」と、他人事のよう
に話して所属長・上長の

組合は「素直に加算金の
ことですよ伝えれば良い
のに」と、他人事のよう
に話して所属長・上長の

組合は「素直に加算金の
ことですよ伝えれば良い
のに」と、他人事のよう
に話して所属長・上長の

組合は「素直に加算金の
ことですよ伝えれば良い
のに」と、他人事のよう
に話して所属長・上長の

組合は「素直に加算金の
ことですよ伝えれば良い
のに」と、他人事のよう
に話して所属長・上長の

組合は「素直に加算金の
ことですよ伝えれば良い
のに」と、他人事のよう
に話して所属長・上長の



●次号「かいな」2244号は5月19日発行です。

日本アイ・ビー・エム健康保険組合 ホームページより抜粋

(1) 「健康保険料率および介護保険料率の改定について (公告 第501号)」より

健康保険…健康保険料は事業主 (会社) と被保険者 (社員) の両者で合計保険料率を負担します。

	現行料率	増加分	新料率
●事業主	4.13%	+0.45%	4.58%
●被保険者	2.97%	+0.45%	3.42%
合 計	7.10%	+0.90%	8.00%

介護保険…介護保険料は事業主 (会社) と被保険者 (社員) の両者で合計保険料率を負担します。

(40歳以上の被保険者にのみ適用される保険料負担です)

	現行料率	増加分	新料率
●事業主	0.45%	+0.05%	0.50%
●被保険者	0.45%	+0.05%	0.50%
合 計	0.90%	+0.10%	1.00%

(2) 「2014年度「利用者ガイド&保養施設ガイド」保健事業プログラムの主な施策について」より抜粋 ([] 部分は組合にて追加)

健康診断のコースは今年度も「年齢別の適正健診プログラム」を継続いたしますが、今年度の社員向け定期健康診断 (特定健診を含む) に関する主な項目については以下となります。

1. 定期健診B [20,25,30,35歳を除く39歳以下の社員が対象] 対象者の検査項目に胸部エックス線検査を追加いたします (2014年1月より)。
2. 健診受診時に同時に受診可能な無料のオプション検査は見直すこととし、その結果、「腹部エコー」を受診者の希望に基づく「有料」 [¥4,000] に変更いたします。
3. 定期健診B対象者の血液検査については、定期健診と同時受診であれば、有料 [¥1,400] にて受診可能とします。
4. 男性向けの生活習慣病予防対策として36歳から39歳の血液検査を追加いたします。
5. 前立腺がん (PSA) 対象年齢を50歳から60歳以上へ変更すると同時に、男性35歳以上59歳以下の希望者に対しては、希望に基づく「有料」 (¥1,600) に変更いたします。
6. 女性の婦人科 (子宮頸がん・乳がん) 検診の受診可能な年齢を今年度も偶数年齢の希望者といいますが、30歳以上の被保険者 (現役社員) は「子宮頸部細胞診」と「HPV検査」の併用とし、次年度からはこの偶数/奇数制限を廃止する予定です。
7. 胃部検査や大腸がん (便潜血検査) 等は、基本的に40歳以上と5歳刻み年齢 (20,25,30,35歳) に該当の社員を受診対象といたします [無料の「オプション検診」項目]。
8. 胃がん対策のABC検診 (血液検査によるH.ピロリ菌とペプシノーゲン検査) は継続することといたします (ABC検診の受診対象者は各事業主または当健康保険組合・健康増進センターからのご案内に添って受診願います)。

健康保険・介護保険料値上げ

腹部エコー検査有料に

今年になって、健康保険組合から被保険者の負担増につながる重要な発表がいくつか行われています。ここでは社員への影響が大きい二点の発表

健康保険料・介護保険料値上げ

2014年3月度より、

左枠 (1) の通り、健康保険料率および介護保険料率の引き上げが行われています。消費税増税でただでさえ生活が苦しくなっている中、保険料の

腹部エコー検査有料化

また、社員向け定期健康診断も、オプション検査項目を中心にメニューの見直しが行われています。枠内 (2) に、社員

上げ、この検査は、一般の医療機関で受診すれば、3割負担の場合1590円程度で済むものであり、4000円という受診者の負担は、異常に高いと言わざるを得ません。保険料の引き下げとオプション検診料金の見直しを求めたいところです。

値上げでさらに生活が苦しくなることは否めません。

向け定期健康診断についての変更点を抜粋しています。そのうち、大きなマイナスの変更点は、オプション検査項目の「腹部エコー検査」が有料になったことです。しかも、検診日も限定されるため、受診したい人は、早めに申し込みをして検診ヘルプデスクと日程調整を行う必要があります。その

賃金減額、解雇やめろ

官民共同行動・裁判所前・駅前で宣伝

官民共同で 会社を包囲

3月26日、箱崎本社前で官民共同行動を実施しました。これは国家公務員と民間の労働組合が要求実現に向けて行う共同行動です。2月14日に続き第二弾となります。

ために、全力をあげることを確認しました。その後会社へ要請行動に入り「ロックアウト解雇を直ちにやめること」「解雇された労働者を職場に戻すこと」「年収の15%にもおおよぶ賃金減額をやめること」などを求め、人事施策について要請しました。

最高裁判前宣伝・要請行動

3月20日、最高裁判所前にて、通勤する職員のみなさんに宣伝を行いました。

その後、最高裁判所に對し、退職強要・人権侵害裁判の原告受理の要請行動を行いました。

駅頭宣伝行動で 社会的包囲網

3月25日、田町駅前

「ロックアウト解雇や賃金減額を許すな」と通行する方々に宣伝を行いました。

これは、山手線駅前で行っている月一回の定例行動です。田町駅の通行人は、ロックアウト解雇や賃金減額についての関心は高いため、準備したビラは一時足らずで終了。最近では「組合はどこでもビラ配布をしているね」と言われるまでになっています。

理不尽に対する思い伝える

大阪地裁前で宣伝行動



4月7日早朝、大阪地裁前で定例の宣伝行動を行いました。理不尽な事から生じた民事／刑事事件で争っている当事者が、地裁へ出勤されてくる裁判官、事務官の方々と近隣に勤務している方々へ、ビラやマイクで各自の思いを伝えました。

組合は、IBMに對して「賃金減額訴訟」を起こしています。この訴訟では、IBMの賃金減額の仕組みそのものの不当性を争っています。すなわち、よく知られている懲戒の一つである減給措置でも最大限10%までと法律で定められています。しかも減給される期間も1ヶ月とか3ヶ月とか決められ、その期間が過ぎれば、元の給与に戻ります。

しかし、IBMで行われている賃金減額は相対評価で低評価であるという理由だけで、懲戒のように違法行為を行ったとか、会社に対して多大な損害をあたえたなどの理由ではありません。しかも下げ幅も10%ない

賃金減額訴訟で不当性を争う

減額された賃金を取り戻そう！

し15%で、元に戻る保証が全くありません。裁判所も、個々人の成績の議論に踏み込まず、制度としての可否の判断をしようとしています。

しかしながら、裁判の性質上、IBMの賃金減額制度が不当なものであるとの判決が出て、不当に減額された賃金の回復を得られるのは原告団に加わった人だけです。賃金の請求の時効は2年間です。今ならばまだ、昨年の減額についても請求可能です。減額された賃金を取り戻したい、今年の賃金減額を止めたという方は是非4ページにある相談窓口あるいは組合ホームページでご相談ください。

切実な願い実現を

国際女性デー中央大会

3月8日、池袋の mira 座にて「国際女性デー中央大会」が開催され、参加しました。

「国際女性デー」は日本では認知度が低いように思われますが、国際的には重要な日であり、国連事務総長がメッセージを発表する全世界の取組となっています。

20世紀初頭、アメリカの女性たちがパンと参政権を求めて起こした行動が元で、1917年にロシアで開催された国際女性デー以降、3月8日が世界共通の国際女性デー



「くるみマーク」が与えられていますが、実際には育児のため、の短時間勤務等で解雇される会社という実態を発表しました。皆さんも来年の国際女性デーに参加しましょう。

(す)

5月1日は、メーデーに参加しましょう

東京 11:00～ 代々木公園
大阪 09:00～ 扇町公園
京都 10:30～ 二条城



満開の桜の下で

組合なんでも相談窓口担当者

事業所名	職 場 名	氏 名	電 話 番 号
本 社	SO事業統括、LTS・ITSO事業戦略	杉野 憲作	1205-6550
本 社	価格計画、S&D価格計画	石原 隆行	1205-6483
本 社	SWG. グローバル・ライセンス事業部、ELAソリューションズ	大場 伸子	1206-4650
幕 張	TSDL. 第一・Lotus TS	田中 純	1819-4224
豊 洲	TSDL. ISEL・System技術	大同 義久	1801-2359
豊 洲	PLM SS. 設計・開発 SOL SVC	本間 孝之	1209-0231
名古屋	GBS. インダストリアル・アプリケーション開発	板倉 浩	1205-2205
大 阪	GFS. 西日本グリーンファシリティ SVC	山本 茂秋	1505-5420
大 阪	西日本地区技術・技術推進	河本 公彦	1505-5204
●組合事務所電話 03-3583-9037 火、水、金 10時～16時			
FAX 03-5562-0853			
e-mail jmiu-ibm@i.bekkoame.ne.jp, HP http://www.jmiu-ibm.org/			

注) 上記窓口は、事業所にこだわらず、連絡のとれる電話番号へどうぞ

東京法律事務所	03-3355-0611代
	弁護士 水口 洋介、今泉 義電、本田 伊孝 http://analyticalsocietyboy.txt-nifty.com/yoakemaeka/ 東京都新宿区四谷一丁目2番地 伊藤ビル6F 労働問題以外の民事一般についても相談受け付けます (お手数ですが電話により予約をお願いします)



桜吹雪の下楽しいお花見

4月6日、組合の現役やOBらが小金井公園に集い、満開の桜をめでて英気を養いました。この日良い天気ながら天候急変の可能性も予報される微妙な中で、買い出し、場所取りと分業して準備に入りました。合流して乾杯しようかという頃、空の一部が暗くなりパラという感じで、撤収について、持続的な活動について、



この4月から消費税が5%から8%に上がった。3%の増税である。たかが3%と思っていたが思いのほか財布の中身が減っていく。外出のたびの交通費、飲料品の購入など衣食住のあらゆるものに掛けられた消費税は、こずかいが少ない我が身にとってはきつい

「消費税は国民の福利厚生に使用される」と宣伝しているし、これまで国は国民の血税は大事に使うと言っているが本当にそうであるのか。▼集めた税金に色はなく、デフレ脱却を口実に大企業の国際競争力維持・軍事・公共事業へのバラマキなど使い方がひどい▼前回の消費税増税で景気が冷え込んだが、今回はどうなるのであろうか。国民全体の懐があなたかたくなに増税とは、同じ過ちを繰り返すのである。監視を強め、声を上げた

(TF)

かいな

特別号外

都労委、日本 IBM に要望書 組合員のロックアウト解雇・賃金減額に“待った” 「紛争の拡大 控えよ」

2012 年 7 月からロックアウト解雇を始めた会社は、今年もまた 3 月にロックアウト解雇を行いました。退職強要の手段とばかりに 2013 年から Reference Salary の 15% にも及ぶ賃金減額を始め、2014 年も実施すると発表しました。会社はハイ・パフォーマンス・カルチャーと言いますが、これらの施策は従業員を好きなときに辞めさせ、都合のよい労働条件で働かせようとするものです。このままでは従業員の士気は落ちる一方です。

組合は 3 月 13 日に以下の内容の実行確保の措置勧告申立てを東京都労働委員会に行いました。

求める実効確保の内容

被申立人は、申立人全日本金属情報機器労働組合日本アイビーエム支部（以下「支部」という）の組合員らに対して、申立人ら組合との協議をつくすことなしに退職勧奨または退職強要を目的とする面談、解雇予告、賃金減額を行ってはならない。

これを受け、東京都労働委員は公益・労働者・経営者の代表の合議にて、「本件が当委員会に係属していることに鑑み、紛争の拡大を招くような行為を抑えるなど、格段の配慮を払われたい。」という要望書を出しました。

これは、都労委が事実上、会社の暴走に「待った」をかけたということです。組合はこれまで、会社の横暴とたたかい、様々な労働条件を勝ち取ってきました。会社が仕掛けたロックアウト解雇や賃金減額等に対し、労働委員会が「待った」をかけた今こそ、労働組合に結集し、会社の横暴を止め、安心して働ける職場を一緒に作っていきましょう。

全日本金属情報機器労働組合 日本アイビーエム支部
東京都港区赤坂 2-20-6 川瀬ビル 5F メールアドレス

<http://www.jmiu-ibm.org>
jmiu-ibm@i.bekkoame.ne.jp

2014 年 4 月 21 日発行